

○宮崎大学教育学部附属学校運営委員会規程

平成 28 年 4 月 1 日
制 定

改正 平成 30 年 3 月 7 日 令和 2 年 3 月 20 日
令和 4 年 4 月 28 日

(趣旨)

第 1 条 宮崎大学教育学部（以下「学部」という。）に、附属学校園の将来構想、附属学校園の運営に係わる重要事項及び 大学・学部と附属学校園の教員が一体となつて行う教育・研究の計画と推進について審議するため、宮崎大学教育学部附属学校運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 附属学校園の企画・運営・評価及び将来構想に関すること。
- (2) 附属学校園教職員の人事の基本的な考え方に関すること。
- (3) 附属学校園の規則の制定改廃に関すること。
- (4) 大学・学部と附属学校園の教員が一体となつて行う教育・研究の計画、推進に関すること。
- (5) その他委員会が必要と認めること。

(組織及び委員の任期)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事又は副学長の中から 1 人
- (2) 附属学校園統括長
- (3) 教授会から選出された教員 1 人
- (4) コース委員会委員長
- (5) 教育実習運営委員会委員長
- (6) 研究委員会委員長
- (7) 評価委員会委員長
- (8) 教育学研究科附属学校教育実習専門委員会委員長
- (9) 附属学校園長
- (10) 事務長

2 前項第 1 号及び第 3 号委員の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は第 3 条第 1 項第 2 号委員、副委員長は第 3 条第 1 項第 3 号委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第 5 条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第 6 条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴くこと

ができる。

(事務)

第7条 委員会の事務は、学部事務部学部事務部総務係において処理する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年3月7日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月28日から施行し、令和4年4月1日から適用する。